

令和7年度岡山市養育費履行確保支援事業

養育費の支払いを確保するため、公正証書等の作成支援、保証契約締結支援の補助金を交付します。

【対象者】

申請時に、ひとり親で、岡山市内に居住し、以下の要件を満たす方
ア 養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に係る経費を負担した方
又は1年以上の養育費保証契約を締結しその保証料を負担した方
イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
ウ 養育費の対象児童を現に監護している方
エ 過去に同一の児童について、同様の補助金を交付されていない方
(他自治体含む)

★今年度から申請者の所得要件を撤廃しました。

【1】公正証書等作成経費補助金

① 内容

養育費に関して、次のような強制執行が可能になる債務名義を有する証書等を作成した際に、作成にかかった費用の一部を補助します。(原則6か月以内に作成したもの)

- ア 公正証書(強制執行認諾約款付に限る。公証人役場で作成)
- イ 調停調書(家庭裁判所の離婚調停や養育費請求調停により作成)
- ウ 確定判決(家庭裁判所)

② 補助対象経費 ※領収書等が必要です

- ア 公証人手数料
- イ 家庭裁判所の養育費請求調停(離婚)申し立てや裁判に要する収入印紙代など調停調書や判決書に係る収入印紙代及び弁護士等の代理人への報酬
- ウ アイの書類作成にあたり添付する戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代等

③ 補助額 上限 50,000円

★今年度から弁護士報酬も対象経費とし、上限額を引き上げました。

【2】養育費保証契約締結経費補助金

① 内容

1年以上の養育費保証契約を保証会社と締結した際の保証料の一部を補助します。
原則6か月以内に締結した保証契約が対象です。

② 補助対象経費 ※領収書等が必要です

保証会社等と養育費保証契約を締結する際に要した契約締結のための保証料

③ 補助額 上限 50,000円

【申請に必要な書類】

- ① 養育費履行確保支援事業補助金交付申請書
- ② 申請者及び対象児童の戸籍謄本または抄本
- ③ 世帯全員の住民票の写し
- ④ 【公正証書等作成経費補助金の場合】
養育費の取り決めをした債務名義を有する文書の写し（公正証書、調停調書、確定判決書）
【養育費保証契約締結経費補助金の場合】
養育費保証契約書の写し
- ⑤ 補助対象経費の領収書の写し（申請者が負担したものに限り）
※この補助金の申請のための経費は対象となりません。



申請書類はこちらから

【申請期日・申請窓口】

公正証書等を作成した日、養育費保証契約を締結した日から、6ヵ月以内に、お住まいの管轄である次の福祉事務所の母子・父子自立支援員に申請してください。

◆相談・申請 次の福祉事務所の母子・自立支援員までお尋ねください。

名称	所在地	電話番号
北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目1-1	086-803-1824
北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成二丁目6-33	086-251-6521
中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町11-47	086-901-1234
東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	086-944-0131
南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾880-1	086-281-9652
南区南福祉事務所	岡山市南区福田690-1	086-261-7127

※母子・父子自立支援員はひとり親家庭の相談・支援窓口です。自立のための資格取得支援、福祉資金の貸付など様々な相談に応じます。お電話で予約の上おこし下さい。

【その他の相談事業】

【養育費・親子交流(面会交流)相談】

「養育費の取り決めの仕方がわからない」「今からでも作成できるだろうか」など、わからないときはご相談ください。専門家が無料で相談に応じます。

- 日時等 毎月第4火曜日(祝日の場合は変更) 13時から17時 先着4組(1組1時間)
- 申込 電話で実施日の前週の金曜日(金曜日が祝日の場合は木曜日)の17時までに
ご予約ください。 予約先：☎086-803-1221 (岡山市子ども福祉課)

【ひとり親家庭等相談支援事業】

岡山市では休日・夜間の相談事業を実施していますのでご利用ください。

- ◆さえずりカフェ 当事者によるピアサポートです。親子イベントも実施。
日時：毎月第1～第4日曜日11時～16時 場所：きらめきプラザ2階6号室(北区南方2-13-1)
※弁護士や公認心理士、司法書士の専門相談(無料)相談あり(要予約)
問 ok.boshikai@gmail.com 電話086-230-3803(火・木・日曜日の10時～15時)

- ◆さえずりホットライン 電話・ラインで気軽に相談できます。
相談時間：平日 18時～21時、土・日・祝日 10時～21時
相談電話 080-8519-9334 相談LINEはこちらから

